

地域福祉計画の関連分野における 国等の動向について

~次期地域福祉計画の策定に向けて~

目次



- 1 【国】孤独・孤立対策推進法の施行について(資料2-1)
- 2 【国】生活困窮者自立支援法等の改正について (資料2-2)
- 3 【国】第二次再犯防止推進計画について(資料2-3)
- 4 【国】第二期成年後見制度利用促進基本計画について (資料2-4)
- 5 【府】第五期大阪府地域福祉支援計画(案)について (資料2-5)
- 6 その他(資料2-6)

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援(当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援)の推進
- ・関係者(国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等)の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

背景

- 社会環境の変化により**人と人との「つながり」が希薄化**し、コロナ禍により**孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**
 - ※ 我が国は、社会関係資本に関連する指標(社会的支援(困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか)等)がG7の中で下位に位置する(国連「世界幸福度報告」)
- 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念
 - → コロナ禍が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

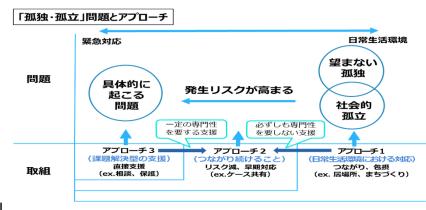
孤独·孤立対策

<基本理念>

- (1) **人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る**孤独・孤立の問題に、社会全体で対応(孤独・孤立対策はすべての国民が対象)
- (2) 当事者や家族等の立場に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と**対等につながり、人と人との「つながり」を実感**できる施策を推進(ウェルビーイングの向上、社会関係資本の充実も) **社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点**を入れ、**人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに**築ける社会環境づくり
- →「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

<基本方針> →具体的施策は重点計画に記載

- (1)孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい**社会とする
 - ①孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ②支援情報の発信(ウェブサイト等)(3)声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ①相談支援体制の整備(「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等)②人材育成等の支援
- (3)見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり
 - (1)居場所の確保(日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等)
 - ②アウトリーチ型支援 ③「社会的処方」の活用 ④地域における包括的支援体制
- (4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化
 - ①NPO等の活動への支援(各年度継続的に支援)②NPO等との対話の推進
 - ③連携の基盤となるプラットフォームの形成(国・地方の官民連携プラットフォーム)
 - ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備



「孤独・孤立対策の重点計画」で、政府が今後 重点的に取り組む具体的施策をとりまとめ。 毎年度を基本としつつ必要に応じて、重点計画 全般の見直しを検討。

⇒ 孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくため、国・地方公共団体における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行う

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置 [生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法]

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。(生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業)
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置 [生活保護法]

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置 [生活困窮者自立支援法、生活保護法]

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、 生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置(※)を図る。 ※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み(努力義務)を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。等

施行期日

令和7年4月1日(ただし、2②は公布日(※)、2①は令和6年10月1日)※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

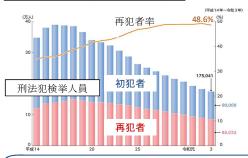
第二次再犯防止推進計画(概要)

計画期間: 令和5年度から令和9年度

「 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



認知件数は**戦後最少を更新** 再犯者率は**上昇傾向**

- 平成28年12月 「**再犯防止推進法**」公布·施行
- 〇 平成29年12月 「**再犯防止推進計画**」閣議決定
- ▶ 7つの重点課題について、 国・地方公共団体・民間協力 者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 〇 満期釈放者対策の充実強化
- ▶ 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
- ▶ 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10~)
- 〇 地方公共団体との連携強化
- ▶ 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30~R2)
- ▶ 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 〇 民間協力者の活動の促進
- ▶ 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた"息の長い"支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした 者等への支援の実効性を高めるための<u>相談拠点</u>及び民間協力者を含めた地域 の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

Ⅱ 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
- (1) 就労の確保
- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
- <u>更生保護施設等</u>が地域社会での<u>自立生活を見据えた処遇</u>(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を 行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた<mark>居住支援法人</mark>との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
- ▶ 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- <u>物禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実</u>
- **若年受刑者**に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
- ▶ 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

<u>⑥ 地域による包摂の推進</u>

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
- ▶ 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
- ▶ 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
- ▶ 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

○ 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、 人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

①検挙者中の再犯者数及び再犯者率 ②新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合 ③出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率 ④主な罪名・特性別2年以内再入率 ⑤出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率 ⑥主な罪名・特性別3年以内再入率 ⑦保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率



第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題

(平成29年度~令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、<u>預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続</u>して、本人のニーズ変化に対応できないこと(制度があまり利用されない)
- 後見人等が<u>本人の意思を尊重しない</u>場合があ ること ※親族 20%

親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

○ 後見人の報酬について

- 後見人等の<u>専門性や事務の内容に見合った報</u> 酬額の決定が必ずしもされないこと
- · <u>市町村により報酬助成事業の実施状況が異な</u> <u>る</u>こと

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援 を適切に行う地域連携ネットワーク (行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ) の整備が進んでいないこと
- · 高齢者の増加に伴う<u>制度の利用ニーズ増に対</u> 応するための担い手確保

第二期計画における対応 (令和4年度~8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と 権利擁護支援策の総合的な充実

- 成年後見制度(民法)の見直しに向けた検討を実施
- ・ <u>成年後見制度以外の権利擁護支援策</u>の検討を実施 (<u>民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組</u>等を促す ため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討)

○ 成年後見制度の運用の改善

• <u>家庭裁判所と地域の関係者の連携</u>により、本人にとって<u>適</u> <u>切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代</u>を実現。都道 府県による<u>意思決定支援研修</u>の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

〇 地域連携ネットワークづくりの推進

- <u>都道府県の機能強化</u>(都道府県レベルの<u>法律専門職・家庭</u> <u>裁判所を含めた会議体の</u>設置等)により<u>地域連携ネットワー</u> <u>クを全市町村</u>で早期に<u>整備</u>(整備率はR2.10月:15%、R3年度末 見込み:44%)
- 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定(策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%)
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成(<u>都道府県が育成方</u> 針策定) ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 〇 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、<u>制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続</u>することができる体制を整備して、<u>本人の地域社会への参加の実現を目指す</u>ものである。以下を基本として<u>成年後見制度の運用改善等に取り組む</u>。
 - 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、<u>適</u>切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防 止等の方策を推進すること。
- <u>福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく</u>必要がある。

今後の施策の目標等

- <u>成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実する</u> ための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI (評価指標)を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は<u>令和6年度に中間検証</u>を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

- I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等
- Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2)総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1)権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 -
- (2) 地域連携ネットワークの機能 個別支援と制度の運用・監督 -
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 - 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり-
- (4)包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1)任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期計画の工程表とKPI①

		KPI ^{※ 1} (令和6年度末の数値目 標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度		
	任意後見制度の利用促進								
	・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・		 	関係機関等による周知の継続				
		地方法務局 ・全286公証役場							
	・適切な運用の確保に関する取組	_	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討						
	担い手の確保・育成等の推進		市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討						
 優	・都道府県による担い手 (市民後見人・法人後見実 施団体) の育成の方針の策定	・全47都道府県		 手(市民後見人・法人後身 	別の育成方針の策定	都道府県による担い手の	 		
優先して取	・都道府県における担い手 (市民後見人・法人後見 実施団体) の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県における担(い手(市民後見人・法人後	見)の養成研修の実施				
l り 組	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進								
む 事 項	・都道府県による市町村長申立てに関する研修	・全47都道府県	都道府県に	↑	府県による研修の継続実施 唐				
* 3	の実施 	· 全1,741市町村	全国で適切に実施 する方策の検討						
		<u> </u>		適切な実施のための必要な 冬えた市町村は、適時その内容 T		市町村に	よる実施		
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進								
	・市町村による計画策定、第二期計画に基づく 必要な見直し	・全1,741市町村	市町村	けによる計画策定・必要な ・ ・	見直し	策定状況等のこ	フォローアップ		
	都道府県の機能強化								
	・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県に	」 よる都道府県単位等での協	協議会の設置	都道府県による協調	 議会の継続的な運営 		

^{※1} KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

^{※3} 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

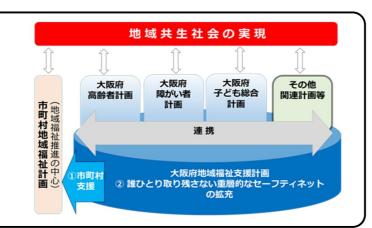
第二期計画の工程表とKPI②

		KPI ^{※ 1} (令和6年度末の数値目 標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※2}	令和7年度	令和8年度			
討向見制 等け直度 + +	成年後見制度等の見直しに向けた検討	_	成年後見制度等の見直しに向けた検討							
たし等 検にの	総合的な権利擁護支援策の充実	_	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討							
	意思決定支援の浸透									
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府	I 県による意思決定支援研修 I	の実施	都道府県による	研修の継続実施			
制度の運用改善等	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	_								
	・基本的考え方の整理と普及	_	各ガイドライン共通 の基本的考え方を整 理した資料の作成	D基本的考え方を整 保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発						
	適切な後見人等の選任・交代の推進等									
用 改	・柔軟な後見人等の交代の推進	_	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応							
善 等 ———————————————————————————————————	(苦情対応を含む) ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	_	適切な報酬の算定に向けた早期の検討							
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和									
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	_	後見制度支援信託・支援預貯金の普及							
	・保険の普及等事後救済策の検討	_	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討							
111 1	地域連携ネットワークづくり									
地域連携	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町	村による制度や相談窓口 σ	周知	市町村による	3周知の継続			
携	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	न	 5町村による中核機関の整例	 	市町村による中	 中核機関の運営			
ーツト			中核機関のコーディネート機能の強化							
5	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	_	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施							
- ク づ	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	_	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築							
5 9	・包括的・多層的な支援体制の構築	_	取組を連携して行う際の 留意点の明示、好事例の収集等 重層事業の効果的な取組							

第5期大阪府地域福祉支援計画(案)の概要

1. 計画の位置づけ・めざすビジョン・計画期間

- ■位置付け: 社会福祉法第 108 条の規定による都道府県地域福祉支援計画
- ① 地域福祉を推進する市町村地域福祉計画を支援
- ② 各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充について定める
- ■めざすビジョン: 『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』 『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』 『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会』
- ■計画期間: 令和6年度から令和11年度(6年間) ※令和8年度に中間見直し



2. 地域福祉を推進する具体的施策

■制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合える地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」をめざし、本人や世帯が抱える課題を、制度を超えて受け止め、福祉以外の分野とも協働した参加の場や働く場などを創造していく「包括的な支援体制の整備」を推進していく。

4つの方向性に沿って、具体的な施策を展開

- (1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充
- ① 重層的支援体制整備事業の推進
 - ◆「八尾市における重層的支援体制整備事業」 等
- ② 地域における権利擁護の推進
 - ◆「日常生活自立支援事業と意思決定支援」
- ③ 生活困窮者への支援
- ④ 虐待や DV 防止に向けた地域における取組みの推進
- ⑤ 様々な課題への対応(ひきこもり、ヤングケアラー等)
 - ◆「OFIX による多文化共生の社会づくり」 等
- (2) 地域福祉を担う多様な人づくり
- ① 地域福祉のコーディネーターの協働
 - ◆「協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」 等

- ② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備
 - ◆「ICT を活用した民生委員・児童委員活動の環境改善 |
- ③ ボランティアの参加促進・多様な機会創出
 - ◆「折り鶴プロジェクト」
- ④ 災害等における避難行動要支援者に対する支援体制の充実
 - ◆「災害時要配慮者を支える仕組み」
- ⑤ 介護・福祉人材の確保
- ⑥ 教育・保育人材の確保

- ① 安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進
 - ◆「岸和田市居住支援協議会の取組み」
- ② 社会福祉協議会に対する活動支援

(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化

- ◆「市町村社会福祉協議会の地域福祉活動への取組み」
- ◆「柏原市民間社会福祉施設連絡会(地域貢献委員会)の取組み」

◆府内の先進的な取組み等のコラムを掲載(約20本)

- ③ 地域の多様な主体(企業、社会福祉施設等、NPO等)との協働
 - ◆「社会福祉法人・福祉施設等の取組み」
 - ◆「特定非営利活動法人(NPO 法人)の取組み |
 - ◆「隣保館の取組み」
 - ◆「漁福連携プロジェクトによる参加支援」
- ④ 福祉基金の活用・推進
- ⑤ 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援
 - ◆「地域生活定着支援センターの取組み」
- ⑥ 第三者評価等による福祉サービスの質の向上
- ⑦ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

(4) 市町村支援

- ① 地域の実情に合わせた施策立案の支援
- ② 市町村地域福祉計画等の策定・改定支援

大阪府の包括的な支援体制(イメージ) 日常生活圏域 環境 防犯·防災 まちづくり 地域住民 地区福祉委員会 ボランティア 民生委員·児童委員 社会教育 自治会 受け手 支え手 隣保館 学校 診療所 支え合いや緩やかな見守り 当事者の会 NPO 居住支援法人 都市計画 社会福祉施設等 交通 多文化共生 商業・サービス業 農林水産 工業 対応困難事例 プラットフォーム等による 暮らしの場 学びや気づきの共有 での協働 サービス圏域 コミュニティソーシャル ワーカー(CSW) 医療系ソーシャルワーカー スクールソーシャルワーカ-(MSW·PSW) (SSW) 社会福祉施設等 (地域貢献事業) 専門職による伴走型支援 スマイルサポーター (民間保育所等) 介護保険サービス 障がい児者 相談支援事業所 支援センター コーディネーター 対応困難事例 重層的支援会議,支援 市町村域 等をつなぐ バックアップ 会議等による共有 自立相談支援機関等 市町村社会福祉協議会 住まい関係 の相談支援機関 多機関協働による包括的な支援 地域貢献委員会 隣保館 保健センター (福祉部局その他関係部局) 連携·協働 大阪府域 大阪府担当課(福祉部局その他関係部局) 大阪府社会福祉協議会 ひきこもり地域支援センター

広域的・専門的な支援

地域生活定着支援センター

子ども家庭センター

Osaka あんしん住まい推進協議会

3. 目標・指標(案)

(1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充: ① 重層的支援体制整備事業及びその移行準備事業を全市町村が実施 ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築(「中核機関の整備」及び「市民後見人養成・支援事業」の全市町村 実施、法人後見実施団体の育成)③ 生活困窮者自立支援制度に基づく努力義務事業のうち家計改善支援事業を全福祉事務所設置自治体が実施 ④ ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなぐ「市町村プラットフォーム」を早期に政令市を除く 全市町村が構築 ⑤ ヤングケアラー相談窓口を全市町村が設置

保健所

OSAKA しごとフィールド

- (3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化: ① 居住支援協議会設立市町村の人口カバー率を令和12年度末までに50%以上をめざし、居住支援協議会の設立を支援



【2022年度休眠預金活用事業】

堺市における地域の居場所のトータルコーディネート事業 ~校区単位のアセスメントを基盤とした居場所の総合化による地域づくり~

居場所活動に関するアンケート調査報告書 【概要版】



社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

目次

はじめに2
調査の概要3
第1章 福祉委員会調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 子ども食堂調査
第3章 団体・機関調査20 ・本来の業務として行う居場所活動について ・地域貢献としての居場所活動について ・地域や他団体の居場所活動への支援や交流について

はじめに

堺市社会福祉協議会(以下「堺市社協」という。)は、居場所活動の推進に向けた基礎 資料とするために「居場所活動に関するアンケート調査」(以下「本調査」という。)を 実施しました。

本調査への回答にご協力いただいた方々にお礼申し上げます。

堺市社協は、より多くの方々に調査の結果をご覧いただきたいと考え、本調査の報告書を抜粋し、「居場所活動に関するアンケート調査報告書【概要版】」(以下「概要版」という。)を作成しました。

※堺市社協は、認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえが資金分配団体となっている2022年度休眠預金活用事業の実行団体として採択され、令和5年度から8年度にかけて「堺市における地域の居場所のトータルコーディネート事業~校区単位のアセスメントを基盤とした居場所の総合化による地域づくり~」を推進しています。

報告書の見方

- 回答は各質問の有効回収数(N)を基数とした百分率(%)で示しています。
- 1つの質問に2つ以上答えられる"複数回答"の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- 選択肢項目の回答に関連する記述を自由記述の項目から抜粋し、◆■★記号で掲載しています。
- ◆ は、主に前向きや積極的な取組に関する記述です。
- は、主に課題解決に関する記述です。
- ★は、その他の記述です。

調査の概要

調査の目的

居場所活動に関する現状や課題、活動に携わる方々の思いを把握し、地域の状況に応じた支援や連携を広げるための取組を検討、推進することを目的に、居場所活動や活動への支援を行っている、あるいは、今後の取組を期待する団体・機関などを対象に本調査を実施しました。

調査対象と方法

- ○大阪公立大学 東根ちよ研究室に調査を委託し、以下のとおり調査を実施しました。※
- ※「休眠預金活用事業『堺市における地域の居場所のトータルコーディネート事業〜校区単位のアセスメントを基盤とした居場所の総合化による地域づくり〜』における評価監修および調査業務」を、堺市社協が大阪公立大学 現代システム科学研究科 東根ちよ研究室に委託しました。

福祉委員会調査

対象	方法	有効回収率	期間
福祉委員会(※) 92校区	自記式質問紙方式 堺市社協各区事務所の日常生活圏 域コーディネーターが福祉委員会 の役員や居場所活動担当者を訪問 し、意見を聴き取り記載する方法 で実施しました。 (一部の校区は郵送での返却あり)	100%	令和5年 7月~9月

※福祉委員会名は、小学校名と異なる校区があります。

校区によっては福祉委員会の名称を用いていない校区もありますが、概要版では「福祉委員会」という名称で統一しています。

子ども食堂調査

対象	方法	有効回収率	期間
さかい子ども食堂ネットワークに加盟している子ども食堂(※) 92団体 (令和5年8月時点)	自記式質問紙方式 さかい子ども食堂ネットワークの 一斉メールを通じて、Webフォームへの回答を依頼しました。	93.5% (86団体)	令和5年 8月7日~ 8月18日 17時まで

※さかい子ども食堂ネットワークに加盟している子ども食堂を、概要版では「子ども食堂」という 名称で記載しています。

団体・機関調査

対象	方法	有効回収率	期間
社会福祉法人、福祉やまちづくりに関するNPO法人、事業所等から、活動・事業の内容をふまえて抽出した1324団体	自記式質問紙方式 郵送で配付、回収しました。 ※10月18日までに到着した回答 を「選択肢項目の集計・記述回 答の集約」に、11月13日まで に到着した回答は「記述回答の 集約」に加えました。	36.7% (475件/ 白紙回答1 件除く) 選択肢項目 の集計は 36.1% (468件)	発送 令和5年 8月28日 返送期限 令和5年 9月15日









ふれあい喫茶



いきいきサロン



子育てサロン



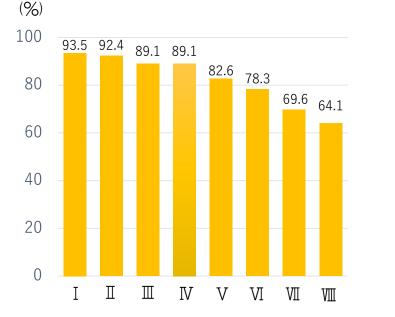
世代間交流

第1章

福祉委員会調査

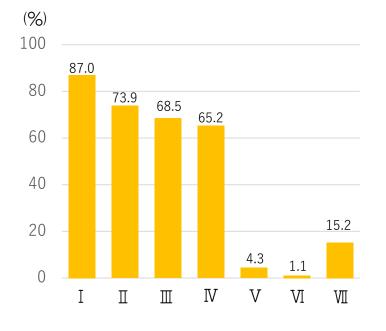
居場所活動(グループ援助活動)の取組と困りごとの相談先

①グループ援助活動全体を通じて、どのような取組をしていますか(複数回答) (グ) 【福祉委員会調査 問1より】



Ι 談話 ■体操、健康づくり П \prod レクリエーション VI ■困りごとの相談 V ■ 喫茶 VI 趣味活動 \mathbb{I} ■食事の提供 \mathbb{I} ■困りごとへの支援

②グループ援助活動に、生活上の困りごとがあるなど相談や支援が必要な人が参加された場合は、どのように対応していますか(複数回答) 【問11より】

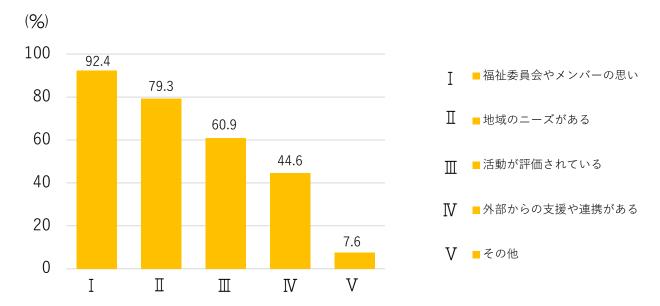


I ■地域包括など専門機関につなぐ
 II ■委員会メンバーで対応
 III ■社協につなぐ
 IV ■市・区役所につなぐ
 V ■参加を把握していない
 VI ■特に対応していない
 VII ■その他

約9割の福祉委員会が、生活上の困りごとがあるなど相談や支援が必要な人を「地域包括など専門機関につなぐ」と回答しています。また、7割以上が「福祉委員会のメンバーで対応」、6割以上が「社協につなぐ」「市・区役所につなぐ」と回答しており、各福祉委員会で状況に応じた対応がとられています。

居場所活動(グループ援助活動)を継続できる理由

③グループ援助活動を続けられている要因は、どのようなことだと考えますか(複数回答) 【問18より】



【自由記述より抜粋】

- ◆活動をする側がやりがい、楽しさを感じていて、その結果、参加者も楽しんでくれ ている。
- ◆ 責任者を1人に決めず、数名の有志で工夫して運営していることもうまく継続している理由のひとつ。
- ◆ボランティア同士のちょっとした声かけ、気配りがモチベーションの維持に大切。
- ◆地域の活動が理解されており、参画してくれている。

9割を超える福祉委員会が、「福祉委員会やメンバーの思い」があることを活動継続の 理由にあげています。また、参加者が楽しんでくれていることや、メンバーとの良好な 関係が活動のモチベーションになっているようです。

<u>ふれあい喫茶</u>

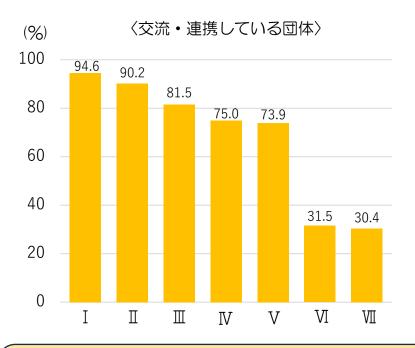
誰もが気軽に立ち寄り、コーヒーやお菓子などを楽しみながら交流できる場です。



居場所活動の団体や活動支援機関との連携

④貴福祉委員会では、居場所活動を行っている団体や活動を支援する機関などと交流や 連携はありますか 【問22より】

<u>問22では、98.9%の校区が、「交流・連携する団体や機関がある」と回答されました。</u> <u>交流・連携している団体は下記のグラフのとおりです。</u>



■自治会などの地域組織

Ⅱ ■社協

Ⅲ ■学校

▼福祉施設・事業所

Ⅴ ■市・区役所

Ⅵ 医療機関

Ⅷ ■企業や商店

9割以上の福祉委員会が、交流・連携している団体や機関として、「自治会などの地縁組織」や「社協」といった、福祉委員会活動に密接な関わりのある団体をあげています。また、約8割が「学校」、7割以上が「福祉施設・事業所」「市・区役所」をあげており、さまざまな団体や機関と交流・連携していることがわかります。

【自由記述より抜粋】

- ◆ 連合自治会、福祉委員会、民生委員会 の協力体制がしっかりできている。
- ◆地域が一体になって福祉活動に取り組んでいる。
- ◆ やるとなれば一丸となって実行する。 福祉、自治、民生の風通しがよい。
- ◆ 社協を中心に情報交換を密にして活動 を続けたい。

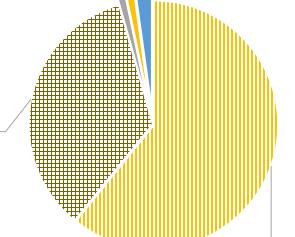
【自由記述より抜粋】

- 学校との連携が必要。
- 自治会の助けがほしい。
- 近隣校区との連携があればよりよい。
- 専門的知識やそれを有する団体、機関 との連携の必要性。
- 関係機関(包括、保健センター、社協等)との連携を希望する。

居場所活動を行う団体や活動支援機関との今後のつながり

- Ⅲ 現在と同程度の交流や 連携をしたい
- ₩交流や連携を増やす・ 、新たにしたい
- 特にしたいと思わない

34.8%



─ わからない

■ その他

60.9%

約6割の福祉委員会が、「現在と同程度の交流や連携をしたい」と回答しています。 一方で、約3割が「交流や連携を増やす・新たにしたい」と回答しており、活動を行う うえで、つながりをつくることに前向きな印象をもつ福祉委員会もあることがうかがえ ます。

世代間交流

高齢者と子どもが歌やゲーム、昔遊びなどを通じて交流を行っています。





居場所活動(グループ援助活動)の課題

⑥グループ援助活動を行ううえで課題と感じていることがありますか(複数回答) 【問12より】



約7割の福祉委員会が「若い世代のスタッフが少ない」、約6割が「新たなスタッフが増えない」という人材不足に関する課題をあげています。一方で、約45%が「参加してほしいひとの参加が少ない」という活動内容の充実に関する課題をあげています。

【自由記述より抜粋】

- 若い世代のスタッフが入ってこない。
- 担い手不足で民生委員の負担が年々大きくなっている。
- 地域住民の高齢化とそれに伴う孤立化。(自治会脱退など)
- 参加者が固定化されている。参加して欲しい人が参加できていない。
- 人材問題。有償ボランティアなど人が協力しやすい環境がない。
- 外国籍の住民(子育て世代)が増えている。制度についての説明や、交流の場への 案内が難しい。

居場所活動(グループ援助活動)を通じて感じる地域のよい点

⑦貴福祉委員会の活動を通じて感じている地域のよい点は、どのようなことですか 【問26より】

【自由記述より抜粋】

- ◆地域が一体になって福祉活動に取り組んでいる。
- ◆世代を超えてつながれる機会が多い。
- ◆参加者の意識が高い。活動内容を考えてくれる。
- ◆お互いの思いやりとボランティアを仕事と思って手伝ってくれている。
- ◆若いスタッフの方が参加してくれている。皆さんが何かにつけ協力的に動いて助け合っています。
- ◆ スタッフが前向き。
- ◆行事の後は笑って、楽しさをしっかり感じて帰っていただくことを心掛けている。

地域のよい点として、活動体制、活動の維持や充実、地域での暮らしやすさに関することなどがあげられていました。関係機関と連携がとれていることやボランティアとのつながりなど、各福祉委員会の特徴がうかがえます。また、居場所活動の参加者が楽しんでくれることやスタッフ同士のチームワークのよさなど、人とのつながりをあげている福祉委員会も多くありました。

いきいきサロン

高齢者等を対象にしたレクリエーションや手芸、茶話会を行っています。









会子ども食堂 ネット



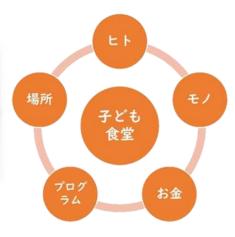
子ども食堂 ログイン

~子ども食堂への応援イメージ~

※堺市社会福祉協議会の HPより抜粋







~常設型フードドライブ実施中~





第20回円卓会議



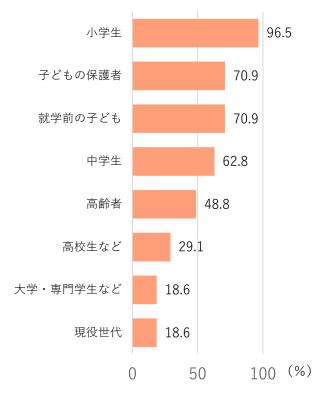
第2章

子ども食堂調査

子ども食堂の活動のきっかけと続けられている理由

①どのような人が子ども食堂へ来ていますか(複数回答)

【子ども食堂調査 問1より】







②子ども食堂をはじめた動機やきっかけはどのようなことですか(複数回答)

【問10より】

【自由記述より抜粋】

- ◆子どもたちへの思い。
- ◆食の支援を通して地域の人と関わり、困りごとのある人に寄り添うような活動をしたいと思った。
- ◆子育て中のママやパパを応援し、悩んだときに相談でき、頼れる場所になりたいと 思った。
- ◆地域の子育て世代の交流の場づくりに共感してくれているメンバーがいた。

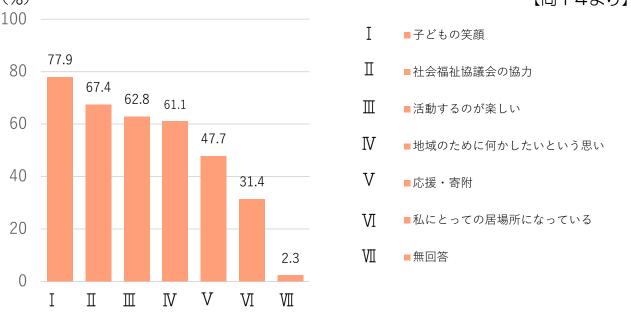
【自由記述より抜粋】

- 地域での子どもの居場所が公園以外になかったことを知ったから。
- 地域と子どもとの関係が希薄になってきたと感じた。

【自由記述より抜粋】

- ★みそ汁を知らない子どもとの出会いがあった。
- ★朝ごはんを食べてこない子どもや虫 歯が多い子どもがいることを知った。

③子ども食堂を続けられている理由はどのようなことだと思いますか(複数回答) (%) 【問14より】



「子どもの笑顔」と回答された団体が約8割近く、活動を続けるモチベーションにつながっていることがわかります。また「地域のために何かしたいという思い」や子ども食堂の活動にニーズがあることなど、地域への関心の高さがうかがえるとともに、活動自体が楽しいと感じられることも続けられる要因になっています。

【自由記述より抜粋】

- ◆ ずっと続けていると、子ども食堂に参加してくれていた子たちが高校生になり、ボランティアとして戻ってきてくれるので、自然と帰って来れる居場所になっていたのだと気づけた。
- ◆ コツコツと続けていく中で、居場所に来ることができない方とのつがりも出来ており、 いずれ気兼ねなく来てもらえるように、たゆまず声かけを続けていきたい。

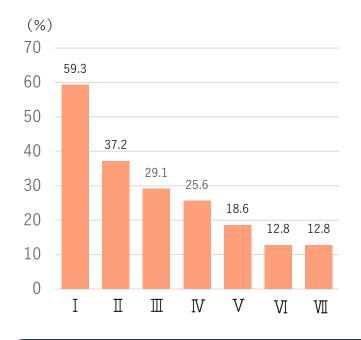
【自由記述より抜粋】

■ 地域の中で本当に必要とされる子ども食堂が明確ではなく、試行錯誤しながら運営している。

子ども食堂を続けていく上での課題

④子ども食堂の活動で、課題だと感じていることはありますか(複数回答)

【問9より】



- ▼ 財源の確保
- Ⅱ ■スタッフの調整や確保
- Ⅲ ■参加してほしいと思う人の参加
- Ⅳ ■地域との連携
- V 気がかりな参加者への対応
- ▼ ■参加者が少ない
- ■参加者が多い

【自由記述より抜粋】

- 後継者不足の悩み。
- 災害への日ごろの備えが全くできていないように感じ、居場所がない状況の子どもたちが被災したらどんな環境に放り込まれるのかが不安である。
- 回を重ねるごとに参加希望者が増え、ありがたいなと思うと同時に施設のキャパ上、 人数制限を設ける必要があり葛藤している。
- 物資や活動費の為の財源の確保が大変。

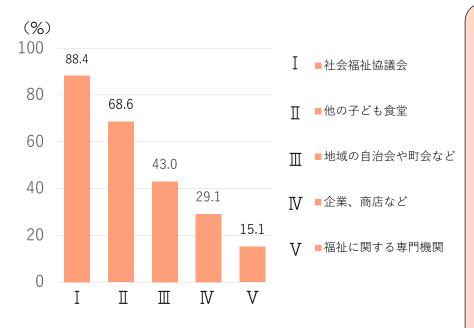
参加者が多い、少ないことをいずれも約1割弱があげていますが、それら以上に「参加してほしいと思う人の参加」を課題とあげている団体が約3割となっています。

一方で、「気がかりな参加者への対応」も約2割があげており、支援が必要な子どもの参加と支援をいっそう進めることの必要性も認識されているようです。

他にも、「子ども食堂のあり方」や「子どもや子育ての課題」などに関連した回答がありました。

子ども食堂と地域の連携について

⑤子ども食堂の活動の中で、他の団体や機関などとのかかわりがありますか(複数回答) 【問18より】



「社会福祉協議会」とのかかわりが最も多く約9割あがっており、次れで約7割の子ども食が「他の子ども食堂」とかかわりがあり、子ども食堂同士でいる様子がうかがえます。

⑥具体的にどのように関わっていますか

【問19より】

【自由記述より抜粋】

- ◆事業所などからの食糧や物資の支援。
- ◆ 就労支援事業所の野菜の購入。
- ◆他の子ども食堂とグループLINEやメールでの交流。
- ◆ボランティアとしての協力など。

⑦今後関わってみたい団体や機関などがあれば教えてください(複数回答) 【問20より】

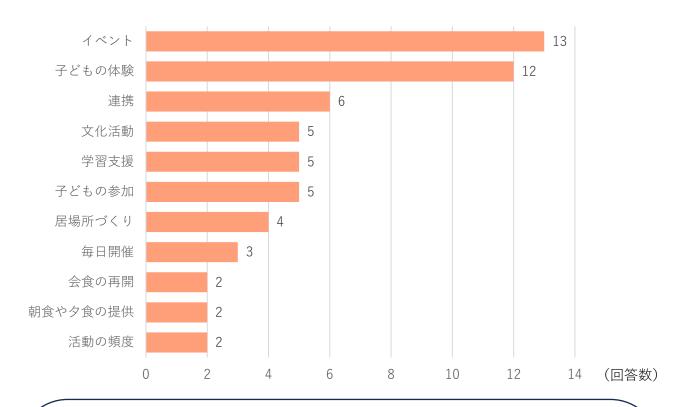
【自由記述より抜粋】

- ◆大学や専門学校の福祉や教育に関心のある学生や先生、大学生のボランティア。
- ◆市内の企業に地域貢献活動としての子ども食堂の活動へのご理解と支援について相談し、参加に楽しんでもらえる企画を考えていきたい。
- ◆ 発達障害の子どもたちを支えるフリースクールで現場での対応の指導を考える方や団体。

これからの活動について

⑧今後の活動でやってみたいことがあれば教えてください(複数回答)

【問16より抜粋】



【自由記述より抜粋】

- ◆子どもが喜ぶイベントで、お店屋さんごっこ、夏祭り、子ども縁日、駄菓子屋さん などが企画したい。
- ◆デイキャンプも行っているが、色んなことを経験する機会を増やしていきたい。
- ◆子どもたちと一緒に料理を作ってみたい。
- ◆他の子ども食堂との運動会などの交流。
- ◆ 学校に行きづらい子ども達が来れる場所として午前中または午後から常時開設し、 日替わりでのイベントなど開催をめざしたい。
- ◆人形劇や音楽会など子どもたちの体験をもっと増やしたい。
- ◆振り向いたとき、そこにいる人になれる様に継続して活動を続ける。

「子どもたちといっしょに同じ時間を過ごしたい」や「子どもたちが、様々な経験を得る機会を増やしたい」など、今後の取組に前向きな意見が多くありました。

第3章

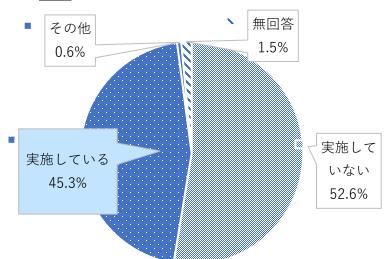
団体・機関調査

本来の業務として行う居場所活動について

<本調査にご回答いただいた団体・機関が行っている事業の分野(複数回答)> 【団体・機関調査 問1より】

分野種別	障害福祉	児童福祉	高齢福祉	地域福祉	教育	地域・まちづくり	その他	保険・医療	文化・芸術	スポーツ
事業分野(%)	37.6	34.2	31,6	10,9	10,3	10.3	4.9	3.2	3	2.1

①貴団体では、**本来の業務**として<u>地域住民などの居場所となる場やサービスを提供する</u> 事業を実施していますか 【問2より】

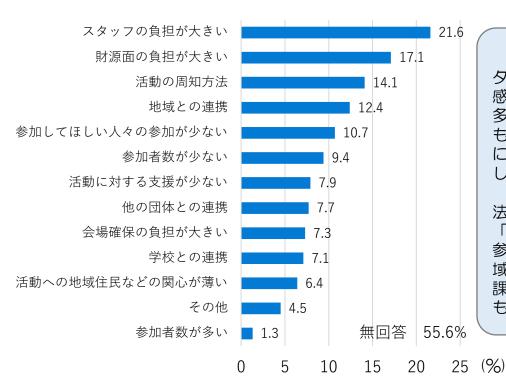


本来の業務として「地域住民などの居場所となる場やサービスを提供している」と考えている団体等は、 5割弱と半数近くになっています。 団体によって、デイサービス等を

団体によって、テイザービス等を 居場所となる場なのか、福祉サービ スだと考えるのか判断に差がある回 答もありました。

②居場所活動を実施するうえで課題だと感じていることがありますか(複数回答)

【問9より】



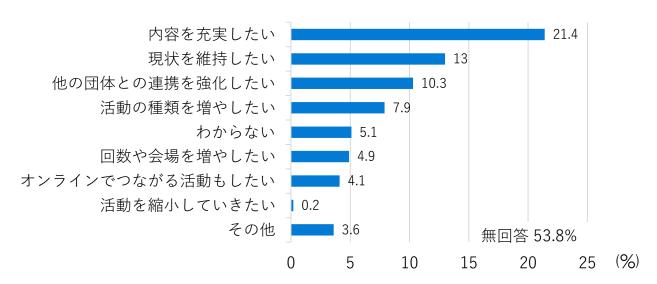
活動を行ううえで、スタッフや財政面の負担を 感じている団体等が最も 多く、自由記述の項目で も、人材不足や業務負担 に関する課題が見られま した。

また、「活動の周知方法」や「地域との連携」、「参加して欲しい人々の参加が少ない」など、地域とのつながりに関する課題を感じている団体等も多くいます。

【自由記述より抜粋】

- 子育てに困難を抱える家庭や孤立している保護者をどのように居場所まで誘い出せるかが課題である。
- 地域の世話役の方が高齢となっているので、サロンなどの取組の際に当園職員が中心的にあそびを実施している。

③居場所活動について、今後、どのようにしたいと考えていますか(複数回答) 【問10より】



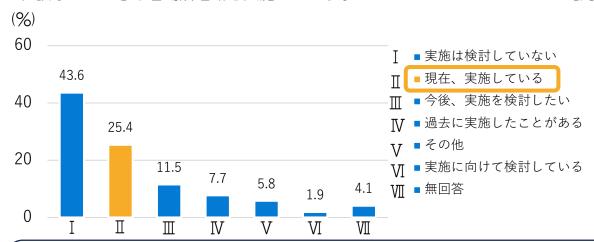
「内容を充実させたい」と答えた団体等が2割以上と最も多く、「連携を強化したい」と考える団体等も1割あり3番目に多く見られました。 一方で居場所活動の「現状を維持したい」との回答は13%と2番目に多くなっています。

【自由記述より抜粋】

- ◆家で1人で子育てをしていてひきこもりがちの人にもっと気軽に遊びに来て欲しい。子育ての悩みや情報交換などができる場にしたい。
- ◆障害児への支援を主体とした同じような事業を展開してるところがあればつながりたいと感じる。情報共有などできればと思う。
- ◆私たちは子育て支援に取りくんでいます。堺市は中学校区に1つということで「ひろば」を進めてきました。随分助かったと言う声を聞いています。でもそこで終わりではなく小学生、中学生の子ども、親たちの声も深刻です。不登校や引きこもりなど身近でささえていけたらと思います。

地域貢献としての居場所活動について

- ●本来の業務以外で行う地域貢献としての「居場所活動」についておたずねします。
- ④貴団体等は、子ども食堂やサロン、喫茶活動など、地域住民が気軽に参加し、交流や 相談などができる居場所活動を実施していますか 【問3より】



【自由記述より抜粋】

- ▶ 職員の中に保護者(地域の親子)の相談交流の場をつくりたいと考えている人が いるので、つくっていきたい。
- ⑤他の団体や機関などが行っている地域の居場所活動について、関わりや関心をおもちで すか (複数回答) 【問4より】



「地域の居場所活動に関心がある」と回 答した団体等が最も多く、4割近くとなっ ています。

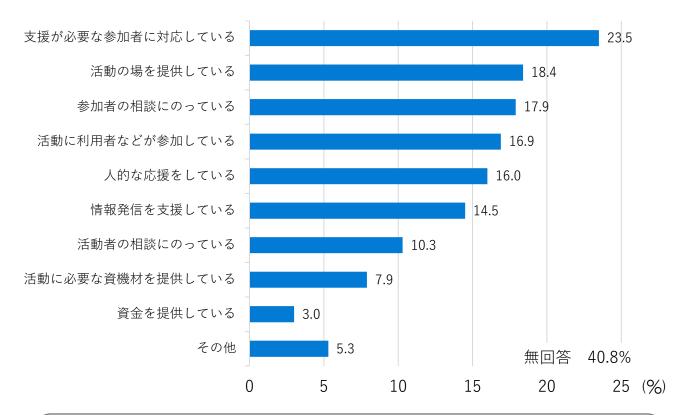
次いで、2割以上の団体等が、「支援や 交流を行っている」と回答しています。



【問5より】

地域や他団体の居場所活動への支援や交流について

- ●地域で居場所活動を行っている団体等への支援や交流を行っている、もしくは関心がある団体等におたずねします。
- ⑦行っている、もしくは行ってみたい・関心がある支援や交流は、どのようなことですか(複数回答) 【問11より】

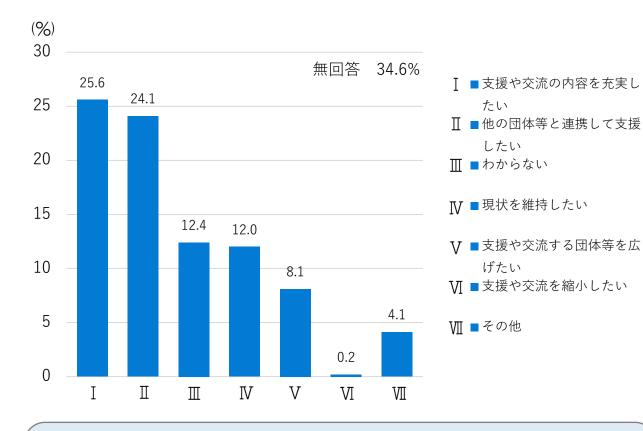


支援が必要な参加者への対応が23.5%と最も多く回答されており、多様な居場所のひとつとして「**支援型**」の活動に対する可能性の高さが示されています。 また、活動の場の提供や人的な応援はどちらも2割ちかくの回答があり、地域の 資源としての役割も期待されます。

【自由記述より抜粋】

- ◆ 希薄になりつつある近隣同士のお付き合いを、地域交流や防災訓練を通じて一定 保っていければと思います。
- ◆ 当事業所は就労支援の事業所ですが、生活面での支援というほどのサポートでは なくても利用者さんが「顔を出せる場所」があるといいなぁと感じることがあり ます。

⑧地域の居場所活動への支援や交流について、今後、どのようにしたいと考えていますか (複数回答) 【問12より】



「支援や交流の内容を充実したい」との回答が最も多くなっています。 また、ほぼ同じ割合で「他の団体等と連携して支援したい」との回答が多くなっています。内容の充実だけでなく、そうした団体等の協働をコーディネートすることにより、支援等の内容の充実や、今回の調査で示されたような課題の負担軽減にもつながることが期待されます。

【自由記述より抜粋】

- ◆ 児童養護施設の子どもとの交流も もっと行いたいと考えている。
- ◆ それぞれの機関、場所ではすでに 様々な課題に取組まれていると思い ます。少しずつ支援が重なっている ところを意識するだけでも、地域の 支援力が高まると思うので、我々も 重なりを意識していこうと思います。
- ◆ 居場所活動が支援者の連携の場としても機能することを期待します。

【自由記述より抜粋】

- 地域とのよりよい関係性をつくりたいが、現場以外、外へ出かけてつながりを構築していくところに時間がさけない。
- 1つの団体ですべての運営をする ことが、大きな負担になっている ことがある。せっかくの活動が継 続できなくなることが懸念される。

おわりに

堺市社協は、皆様にご協力をいただき、「居場所活動に関するアンケート調査」を実施しました。「福祉委員会」「子ども食堂」「団体・機関」のそれぞれの調査で、皆様から居場所活動への思いや、活動の現状についてお聴きすることができました。

堺市内では、誰もが参加でき、ふれあうことをめざす「交流型」や、暮らしの中の困りごとをもつ人とつながりをつくりながら、必要な相談支援や福祉サービスなどにつなぐ「支援型」の居場所活動が取り組まれています。また、新たなニーズに基づいた、さまざまな「テーマ型」の居場所活動も広がっています。

皆様からいただいた貴重なご意見をもとに、堺市社協は、地域の実情に応じた支援や 協働の輪を広げ、居場所活動を推進するための具体的な取組をすすめていきます。



居場所活動に関するアンケート調査報告書 【概要版】 令和6年2月発行

発行:社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 地域福祉課 地域共生推進係 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-1 TEL 072-232-5420 FAX 072-221-7409 □:chiikifukushika@sakai-syakyo.net



こども基本法の概要

的 目 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎

を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権 利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。 基本理念

全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障さ れるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関いて意見を表明する機会・多様な

- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・
- 家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

国・地方公共団体の青務 ○ 事業主・国民の努力

白書·大綱

社会的活動に参画する機会が確保されること

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定 (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の
- 3 法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

責務等

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知

○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策 推進会議を設置

こども政策推進会議

- 大綱の案を作成
- ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 関係行政機関相互の調整
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・ 民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日 検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討